

令和7年7月1日から

定期報告制度^(※1)の調査・検査内容が見直されます

国土交通省の告示が改正され、令和7年7月1日から、定期報告制度の調査・検査内容が見直されます。（国の制度見直しの詳細は、国土交通省ホームページに掲載されています。）

本市における変更点

- ▶ 京都市では、国の制度見直しに伴って、定期報告に係る市の細則及び告示（※2）を改正して施行します。（令和7年3月31日公布、同年7月1日施行）
- ▶ 常時閉鎖式防火扉について、京都市では、引き続き建築物の定期報告における調査項目となります。
- ▶ 国の告示改正により、建築物から建築設備へ移動した調査項目について、建築設備が定期報告対象外の建築物においては、引き続き建築物の定期報告で調査が必要となります。

なお、提出が必要な定期報告の種別^(※3)が、今回の見直しに伴って変更になることはありません。

（※1）建築基準法第12条第1項又は第3項に基づく定期報告制度

（※2）市細則：京都市建築基準法施行細則

市告示：令和7年3月31日京都市告示第807号（市細則に基づく調査項目等の指定）

（※3）定期報告の種別：「建築物」「建築設備」「防火設備」「昇降機等」

Q&A（調査者・検査者向け）

Q いつから調査・検査項目が変更になりますか。

- ▶ 調査・検査年月日が、令和7年7月1日以降となる場合は、見直し後の内容で調査・検査をしてください。
- ▶ 改正後の新しい「調査結果表」が反映された「入力支援ファイル」^(※)は、令和7年6月下旬頃に、本市ホームページに掲載します。
（※）入力支援ファイル：本市が配布している、報告書作成用のエクセルファイルです。
- ▶ 令和7年7月1日以降に調査・検査して提出する定期報告書については、必ず改正後の「入力支援ファイル」で作成してください。

Q 今回の見直しで、新たに調査が必要となる設備はありますか。

- ▶ 今回の見直しの目的は、調査項目の重複の解消や合理化です。調査項目が新たに追加されたり、調査が必要な設備が増えることはありません。

Q 常時閉鎖式防火扉について、「防火設備」定期報告で報告できますか。

- ▶ 「常時閉鎖式防火扉」の調査結果は、「建築物」の定期報告で報告してください。
（「防火設備」定期報告に調査・検査結果の記入は不要です。）

■お問合せ■

京都市都市計画局建築指導部

【制度全般・建築物】 建築安全推進課〔安全対策係〕 電話075-222-3613

【建築設備・防火設備】 建築審査課〔設備審査係〕 電話075-222-3616